

【 別紙 】

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）参考資料

特定の状態像

	状態像	例
(i)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイに該当する者	パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
(ii)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態変化
(iii)	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第25号のイに該当すると判断できる者	・ぜんそく発作等による呼吸不全 ・心疾患による心不全 ・嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

第95号告示第25号のイに定める状態像の者と例外給付可否の判断基準

福祉用具の種類		第95号告示第25号のイに定める状態像の者	例外給付可否の判断基準	
			基本調査結果で判断 (この場合、松山市への事前確認は不要)	基本調査結果で判断できない場合
ア	車いす・ 車いす付属品 ※次のいずれかに 該当する者	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」	—
		(2) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	—	主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等の参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が給付可能と判断すれば可
イ	特殊寝台・ 特殊寝台付属品 ※次のいずれかに 該当する者	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」	松山市へ事前確認を行い、承認を得れば給付可
		(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」	松山市へ事前確認を行い、承認を得れば給付可
ウ	床ずれ防止用具・体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」	松山市へ事前確認を行い、承認を得れば給付可
エ	認知症老人徘徊感知機器 ※次のいずれにも 該当する者	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶又は理解に支障がある者	基本調査3-1 「1. 意見を他者に伝達できる」以外 又は、 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は、 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 又は 主治医意見書に認知症の症状がある旨の記載	松山市へ事前確認を行い、承認を得れば給付可
		(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外	
オ	移動用リフト (つり具の部分を除く) ※次のいずれかに 該当する者	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」	松山市へ事前確認を行い、承認を得れば給付可
		(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」 又は 「4. 全介助」	松山市へ事前確認を行い、承認を得れば給付可
		(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—	主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等の参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が給付可能と判断すれば可
カ	自動排泄処理装置 (尿のみを吸付けるものを除く) ※次のいずれにも 該当する者	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」	松山市へ事前確認を行い、承認を得れば給付可
		(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」	